

## 第4期高知県がん対策推進計画(案)(令和6年度～令和11年度) に対する意見及び県の対応

- 1 意見公募期間 令和5年11月21日(火)から令和5年12月20日(水)まで
- 2 意見の数 6件
- 3 意見の内容と意見に対する県の対応

	該当部分	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	がん死亡の割合	<p>4ページ</p> <p>図表2-2-4の5-9歳の死因は悪性新生物のみでしょうか。10-14歳はその他ののみでしょうか。グラフの表示は正しいですか？</p>	<p>全死亡数のうちの悪性新生物で死亡した方の割合です。5-9歳は死亡者数2名のうち2名ともが悪性新生物が死因でした。一方、10-14歳は死亡者数4名のうち悪性新生物が死因の方は0名でした。</p> <p>なお、意見公募時点では、令和3年人口動態統計の数値を記載していましたが、令和4年人口動態統計の確定値が公表されたため、最終版は令和4年値に更新しています。</p>
2	喫煙	<p>8、9ページ</p> <p>約60年前の男性喫煙者率は80%を超えていたと聞か、年々喫煙者は減少する一方、がん罹患者は増え続けている。喫煙による健康リスクは0では無いと思うが、大気汚染等や食生活、ストレス、遺伝的な要因等様々な環境が複雑に影響しているとも言える。喫煙者率の減少ばかりを計画値としても今後一向にがん罹患者は減少しないのではないか。</p>	<p>がんの原因には、喫煙だけでなく、飲酒、食生活、運動等の様々な生活習慣があることは認識しており、本計画の個別目標(40ページ)として、生活習慣の改善の項目で、①喫煙率、②受動喫煙率、③飲酒者の割合、④運動習慣者の割合、⑤野菜摂取量を掲げています。</p>
3	喫煙	<p>9ページ</p> <p>3段落目「職場、飲食店等における受動喫煙防止対策が必要です。」について、現在は改正健康増進法の施行に併せた取組みや周知が必要となっている。</p>	<p>ご意見及び第5期高知県健康増進計画「よさこい健康プラン21」(案)を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>①「職場、飲食店等における受動喫煙防止対策が必要です。」 →「事業所等に対する改正健康増進法の継続しての周知が必要です。」に修正 「(イ) 取り組む施策」の修正</p> <p>②「b とさ禁煙サポーターは、地域において喫煙者に対する禁煙のきっかけづくりや情報提供などを行い、禁煙をサポートします。」 →「b とさ禁煙サポーターは、喫煙者に対して禁煙のきっかけづくり等専門的な知識に基づく助言・支援を行い、禁煙をサポートします。」に修正</p> <p>③「e」の施策を次のとおりに変更し、現行の「e」を「f」に変更 e 県は、各種研修会・関係団体会議において、事業所等に対して、改正健康増進法の周知を行い、受動喫煙防止の取組みを推進します。</p>

4	職域がん検診	13 ページ 「職域のがん検診の実施状況の把握」については具体的な施策は特にないか。	職域のがん検診の実施状況の把握は課題として認識しており、来年度重点的に取り組むこととしています。本計画は今後6年間の県の方針を定めているため、個別的な記載はせず、14 ページの施策 e の「職域におけるがん検診推進のため、事業主等と連携したがん検診の受診促進に取り組みます」として記載のうえ、取組を進めてまいります。
5	薬物療法	19 ページ 「科学的根拠に基づく正しい薬物療法に関する知識の普及」「正しい情報を得られるための支援体制」の具体は、20 ページの施策に含まれるのか。	ご意見を踏まえ、20 ページの施策 c について「拠点病院等は、患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に応じた適切かつ安全な薬物療法を外来も含め適切な場で受けられるよう、『薬物療法に関する正しい情報を提供するとともに、』標準的治療の提供に加えて、科学的根拠に基づく高度な薬物療法の提供についても、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等の取組を進めます。」に修正します。 ※『』内を追記
6	小児がん	28 ページ 「成人と同様に小児がん患者の生活の充実と適切な就学に取り組めます。」等を付け加えてはどうか。成人と同様に小児患者の生活や就学について取り組むべきと考える。	34 ページの「がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ）」の取り組む施策として「c 小児及びAYA世代がん患者の適切な就学、就労を支援します。」と記載のうえ、取組を進めてまいります。